

大蔵委員會議録 第一号

昭和三十一年二月八日(金曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 山本 幸一君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事小山 長規君 理事高見 三郎君

理事藤枝 泉介君 理事平岡忠次郎君

理事横銭 重吉君

遠藤 三郎君 大平 正芳君

奥村又十郎君 加藤 高藏君

川島正次郎君 吉川 久衛君

杉浦 武雄君 内藤 友明君

古川 文吉君 前田房之助君

山手 満男君 山村新治郎君

山本 勝市君 有馬 輝武君

井上 良二君 石村 英雄君

春日 一幸君 神田 大作君

久保田鶴松君 田万 廣文君

横路 節雄君 横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君

大蔵事務官 (主税局長) 原 純夫君

大蔵事務官 (理財局長) 河野 通一君

委員外の出席者

大蔵事務官(大臣 官房文書課長) 谷村 裕君

専門員 椎木 文也君

一月三十一日

委員中山繁一君、西村直己君、保利茂君及び石山權作君辞任につき、その補欠として山手満男君、高崎達之助君、一萬田尚登君及び山本幸一君が議長の指名で委員に選任された。

二月二日

委員木原津與志君及び松原喜之次君辞任につき、その補欠として久保田鶴松君及び神田大作君が議長の指名で委員に選任された。

一月三十一日

委員長松原喜之次君辞任につき、その補欠として山本幸一君が議院において委員長に選任された。

二月八日

理事石村英雄君及び春日一幸君理事辞任につき、その補欠として平岡忠次郎君及び横銭重吉君が理事に当選した。

昭和三十一年十二月二十日

物品税法を廃止する法律案(春日一幸君外十二名提出、第二十四回国会案第一五号)

酒税法の一部を改正する法律案(春日一幸君外十二名提出、第二十四回国会案第一六号)

外資に関する法律の一部を改正する法律案(春日一幸君外十二名提出、第二十四回国会案第一七号)

銀行法の一部を改正する法律案(春日一幸君外十二名提出、第二十四回国会案第一八号)

昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(石田有全君外二十六名提出、第二十四回国会案第五六号)

北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に関する法律案(佐々木秀世君外一名提出、第二十四回国会案第五九号)

昭和三十一年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(石村英雄君外十二名提出、第二十五回国会案第五五号)

接収資金等の処理に関する法律案(内閣提出、第二十四回国会案第一四八号)

財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会案第一五八号)

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会案第一五九号)

會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会案第一六九号、第二十四回国会案第一七九号、第二十四回国会案第一八九号、第二十四回国会案第一九九号)

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十五回国会案第一八号)

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十五回国会案第一九号)

昭和三十一年一月三十日

昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

二月四日

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

昭和二十八年度から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金

に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

の審査を本委員会に付託された。

昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(石田有全君外二十六名提出、第二十四回国会案第五六号)は去る昭和三十一年十二月二十日本委員会に付託されたが昭和三十一年二月八日撤回された。

同月一日

ビール税率引下げに関する請願(小金義昭君紹介)(第一四号)

同(福田勉君紹介)(第八七号)

こと及び三弦に対する物品税軽減の請願(池田清志君紹介)(第一五号)

鹿児島県の国民金融公庫資金増額に関する請願(池田清志君紹介)(第一六号)

揮発油税率引上げ反対に関する請願(池田清志君紹介)(第一七号)

同(石山權作君紹介)(第八五号)

同外一件(簡牛九夫君紹介)(第八六号)

国立たばこ試験場設置に関する請願(八田貞義君紹介)(第八二号)

機軸寸に対する物品税撤廃に関する請願(阿部五郎君紹介)(第八三号)

機械濾和紙に物品税課税反対の請願外五件(石山權作君紹介)(第八四号)

同月四日

元満鉄社員の会社に対する債権の国家補償に関する請願外五件(床次徳二君紹介)(第一五一号)

同(竹谷源太郎君紹介)(第一五二号)

同(齋藤憲三君紹介)(第一五三号)

引揚者の在外財産補償に関する請願(松平忠久君紹介)(第一七〇号)

生糸課税反対に関する請願(松平忠久君紹介)(第一七一号)

原糸課税及び繊維一般課税に関する請願(田中彰治君紹介)(第一七二号)

揮発油税及び地方道路税の引上げ反対に関する請願(山本猛夫君紹介)(第一七三号)

機械濾和紙に物品税課税反対の請願(西村直己君紹介)(第一七四号)

同月五日

薪炭手当免税措置に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一三六号)

元満鉄社員の会社に対する債権の国家補償に関する請願(大高康君紹介)(第一三七号)

同(池田清志君紹介)(第二三八号)

揮発油税及び地方道路税の引上げ反対に関する請願(笹本一雄君紹介)(第二三九号)

同月七日

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に関する請願(田子一民君紹介)(第三〇一号)

同(小澤佐重喜君紹介)(第三〇二号)

てきたのでありますが、昭和三十二年
度におきまして、国債償還費の状況
にかんがみ、かつ、経理の簡素化をは

かるため、前年度と同様の措置を講じようとするものであります。

最後に、日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十四年度におきまして、政府が日本国有鉄道に対しその歳入の不足を補てんするために貸し付けました貸付金三十億五千二百三十六万三千円の償還期限は、当初、昭和二十八年三月一日と約定されていましたが、日本国有鉄道の財政状況にかんがみ、これを延期する必要があるため、これを二回にわたり所要の法的措置を講じ償還期限を延期して参りました。その結果、その償還期限は本年の四月三十日に到来することとなっております。

一方、日本国有鉄道につきましては、昭和三十三年度におきまして運賃の改訂を実施することとし、別途国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案を提出して御審議を願うこととなっております。しかしながら、この運賃改訂が実施されました、日本国有鉄道としては、輸送力の増強をはかるため、諸施設の拡張改良を要する等の関係もあり、予定通り政府貸付金の金額を償還することは困難な事情にあります。よって今回の運賃改訂を機として、また今後における日本国有鉄道の弁済能力を考慮して、右の貸付金を昭和三十三年度より昭和三十六年度までの五年間に分割して償還させることとするため、償還期限の改訂を行おうとするものであります。

以上、昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案外五法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

由を御説明申し上げました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○山本委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。ただいまの六法律案のうち、昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の両法律案以外の四法律案に対する質疑は、後日に議することとしたしたいと思います。

○山本委員長 次に、去る二十四回国会より継続審議となっており、石田有全君外二十六名提出の昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

お諮りをいたします。本法律案については提出者全部より撤回いたしましたの申出がございまして、これを許可するに御異議ありませんか。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって撤回を許可するに決しました。

○山本委員長 次に、先ほど提案理由の説明を聴取いたしました昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の両法律案を一括議題として質疑に入ります。横山利秋君。

○横山委員 租税特別措置法の一部を改正する法律案についてまず質問申し上げます。御就任なさった政務次官は、非常に温厚な方だそうでありまして、しかも本法案についての責任をあなたに追及するのは、ややお門違いであります。本来ならば、こ

の法案は昨年の十二月三十一日以前に提案さるべきものであったのであります。しかもわが社会党は、かねがねこのことについて警告を発しまして、前政務次官にも話をし、主税局長もこれを了として、臨時国会中にできるならば提出したいと約束をされておつたものであります。前政務次官は非常に熱意のある方でありましたが、このことはやや面龍点晴を欠くと申しま

す。本来これの法案につきましては、は、これらの関係者の圧倒的な陳情があるときには、割合うまくいくものであります。これはあまりよくないことでありまして、これらの関係者は全国に散在し、しかも組織を持っておりませんために、たまたまあちこちから小さい声になつてゐる、そういう声をされて、非常に熱意のない取扱い方をされて、ここに今ごろになつて提案になったことは、まことに時期遅れの観がございまして。しかも一月一日から今日までこれらの登録税を納入をいたした者に対して、本法案は還付の請求をすることができると規定はしておりますが、一体そういう損害をかけた人々に対して、いかにして還付を完全に行わしめるかという点について、まずお伺いしたいと思います。

○原政府委員 御指摘の点は私も大へん申しわけなく思っております。還付につきましては、できるだけすみやかに措置をするということで、関係の省の間に相談をいたしております。また申請も早く出したというところ、たゞ、なるべく早くこの仕事を片づけたい。御存じの通り、還付には、還付

加算金がわずかでありますが、つくことになっております。

○横山委員 ある地方の話を聞きますと、登録税を納めて、その登記をした書き付けをもらななければ、金融機関が何か金を貸さないといふことになつて、それで困るというところで、トラブルが起つておるやうであります。そのために金融措置を行なかつた人々は、多少の還付金がつきましても、取り返しのつかない損害を受けるわけでありまして。こういう点については、あなた方も迅速に措置しなければなりません。しかも今のお話を承りますと、還付の請求を待つてとこうおつしやるのですけれども、一体政府は、善意なる還付のやり方をするために、登録税を納めた人に対して——法律というものは公報に載り、官報に載るだけで、一般の国民にはなかなか周知する方法はないのであります。登録税を納めた人に対して、政府は率先して周知する善意をお持ちであるかどうか、お伺いしたい。

○原政府委員 本件につきましては、暮れに、実は首班指名のあつたときに上げていたかと思つてお願ひしたわけですが、それができなかった。私どもとしては改善の策として、関係の行政の筋で指示を流してもらひまして、登録登記に見えろ方に、これはいづれ安くなるからといふことを申し上げてある。従つて、そういう方々は、いづれ返してもらえろといふことがわかつておられます。そういう意味では、いわばすべてのケースにそれがわかつておる。同時にこれができましたら、おつしやるような周知徹底は、おつかけて極力やるということにいたしました

と思ひます。もう登記のときに、そういうふうにお話ししてありますから、十分その徹底は期し得るだらうと思つております。関係各省と打ち合せて、できるだけの措置をいたします。

○横山委員 あなたの言葉を信頼しますが、とかく税務署は、取るときはきびしくて、返すときは非常におそいといふものつばらの評判でありますから、特にその点について、善意な措置をとられんことを要望したい。

第二番目にお伺いしたいことは、この登録税については、とかく下部の方で弊害が生じておるわけでありまして、本来租税特別措置法の九条の二でありまして、住宅の用に供する目的をもつて新築した家屋で、命令で定めるものとなつてゐます。住宅の用に供するといひまして、住宅といつても千差万別でありまして。最近のように、政府もそれから与党野党ござつて、国策として住宅を建設しようとして本腰になつておられますときに、単なる住宅、しかも大蔵省令においては、もっぱら住宅といふふうにかえてこれをきびしく制限をし、しかもなおかつ坪数などの制限をいたしておることは、本来この立法の趣旨からはずれておるのではないかと私は考えております。このような大蔵省の措置によつて、地方においては、ある住宅についてはこの登録税の恩恵を受けない、ある住宅については受けるというふうな偏向をさるゝといふ、これが紛争の的になつておるので、たとえば店舗付住宅がそうでありまして。下が店舗である、上が住宅である、これをしゃくし四面に解釈をする人は、もっぱらといふのは、その上の住宅のことであると称してお

るのであります。ところがその住宅公団は、住宅政策の発展に際して、もっぱらそれこそ店舗付住宅に重点を置いてやっております。ことに新潟とか、あるいは秋田とか、あるいは北海道の大火に際しては、今後は普通の住宅よりも店舗付住宅に対して主力をそそぐべきだというふうに、都市の改造もいたしておるわけでありまして、こういう中では、もっぱらというより、上だけといえども店舗と住宅とくっつけているのはもっぱらの住宅ではないというが、とき解釈をされるに至っては、その国策としての手野党を通ずる精神というものを没却するものではないかと思ふのです。もちろんある地方においては、われらの精神を了として、もっぱらそれは住宅だと一般的にみなして、登録税軽減の通牒を適用しているところもあるやに見受けるのであります。もし今日まで、私の聞いておりますような事実が生じているといたしますならば、この機会に、それらの解釈について格段の措置をとるべきではないか。そして全般的に登録税軽減の方針を、それらに一般的に適用すべきではないかと思ふのですが、この点いかがでありますか。

○原政府委員 まず住宅政策が大事であるということから、こういう措置法の条文ができてゐるわけでありまして、同時に、その裏を返しまして、店舗の建築、あるいは倉庫の建築、あるいはその他の建築についても、登録税を軽減するのは、負担力との照合から見ていかがかと思ひます。従いまして、住宅の用に供するというのがもっぱらというか、あるいは主としてというか知

りませんが、それをあまりにはずれるようなものが入ってくるという場合には、何らかの別な調整が要するというふうに思ひます。従いまして、この措置法の現在の規定で軽減いたしますためには、やはり住宅がもっぱら、または主たる部分でなければならぬだろうと思ひます。その場合にどの程度がもっぱらか、どの程度が主たる部分かという解釈の問題は、おっしゃる通り起ります。これはやむを得ない。それをいかにいふか、何といふか、完全に住宅であるというよりなことでないときりがつかない。あるいは何割といふにしても、その何割のところでさきえがつかない。なかなかむづかしいのですが、こういう行政では、やはりやむを得ないことではないかと思ひます。ただし店舗付住宅とおっしゃいますものうち、木造の下が店舗で二階が住宅というよりなものは、私どもは、もっぱら住宅、あるいは主として住宅でない、その場合は、これだけの軽減を全般的にしているのはどうかというふうに思ひますが、住宅政策の中で、近ごろ主として都会地の密集地帯に、げたばき住宅ということ、下は店舗にするが上は住宅にする、そしてなるべくそれを貸家にしろというよりなことを公団、公庫等があつてせんし指導してありますが、この型のもは、住宅政策で相当重要なものよりであるというよりなことから、そういう面については、私どもも所管の建設省からのお話を十分伺つて、できるだけのことはいないというつもりは持つております。大体店舗付の關係についてはそんな氣持であります。

なおここでちよつと言わさしていただきたいと思ひますのは、先般暮れに話のありましたときに申し上げましたように、ただいま省令で坪数の制限をつけておりましたが、七十坪、百坪という大きな邸宅が建つという場合にまでこれを軽減する必要があるかどうかという考えから、坪数制限はしたいと思つております。その点をちよつとつけ加えて申し上げます。

○横山委員 私もあなたのおっしゃる通りに、どんな大きな家であつてもという氣持はございせんけれども、しかし一般的に庶民、あるいは小企業関係のものについては、これは坪数制限を設けるべきではないかと考へてゐるわけでありまして。

最初に私の質問をいたしたのは、法律をもつて「住宅の用に供する目的」というふうにきめられておるのを、省令をもつて「もっぱら」という文字をつけること自体が問題となるというのであります。法律では一般的に住宅といつておられますものを、省令なり大蔵省の通達をもつてこれを縮小するといふことは、住宅政策の上から適當ではないではないか。これは、それより以上に私はことさら言うつもりはございせんが、少くとも法律の精神を、しかも特に政府においても、うそかほんととか知りませんけれども、五十万戸といつておるときに、政令でこれを縮小すること自体が行政措置としては不適當なやり方である、私はこゝう言つておるわけですが。

それから今のあなたのお話の中の点について、少し私は伺ひたいのです。あなたが言うげたばき住宅と店舗

付住宅との違いを、もう少し明確に言つていただきたい。

○原政府委員 私が申しましたげたばき住宅というのは、住宅金融公庫が貸します場合に、つまり人口の多いところから、なるべく三層、四層の中層建築にしたい、そして上に二階か三階つくわけですね。その部分は貸住宅にしない、そうすれば下の店舗の部分、これは住宅ではないのだけれども、住宅公庫が貸します、こういう足貸しという制度がございまして、こういうことで、都会地の宅地難を同時に解決しながら、住宅建築を不燃建築で進めていくという線が、一つの住宅政策の線になっております。そういう場合は、住宅政策的な見地から非常に強い要求といふか、考慮の必要があるのじやなからうかといふことを申し上げたわけですね。ただ、通常の木造の家屋で、下が店舗で二階が住宅だといふような場合まで全部住宅と言へるかどうかといふことになりまして、これはもう少し考へさせていただかなければならぬといふことを申し上げたわけでございます。

○横山委員 それでは、あの方の質問なんですけれども、あなたは、下が店舗で上が住宅のように、独立家屋の場合を言つていらつしやるのですか。——そうしますと、市が作りますような住宅で、やはり密集地帯で、どうしても店舗が要するというところで独立した建物を作る。そのうちは、上は普通の店舗の人が住まなければならぬ、あるいは自分が住まうには金がないから、人に住まわせるといふ場合も生じてくるのです。また一般的に、都市の中心でも、もつたないといふこと

で、上を作つて他人に貸すという場合もあり得るのです。あなたのお話の雰囲気では、全部が全部いいとは言わねけれども、多少のリミットを設けなければいかぬというふうな雰囲気のようにあります。重ねて聞きますが、そういう独立家屋はどういう範囲に入られるのですか、全然いかぬとおっしゃるわけですか。

○原政府委員 ただいまの氣持では、要するに下は店舗で、階段を上ると二階に住んでゐるといふのが住宅だとして、この法律の規定で軽減するといふのはいかかであらうかというより私は考へております。やはり主として——政令には「もっぱら」と書いてございまして、大部分が住宅でなければ、店舗部分などというものは、負担力を特に配意して軽減する必要はないわけでありまして、店舗と住宅とパーパーだといふよりなもので全部大幅の軽減をするのは行き過ぎではなからうか、私はそう考へております。

○横山委員 少しその点は、私としては不満なのであります。あなたのおっしゃるような場合には、大蔵省令を變へる必要があると私は思ふのです。それでなければ、ほんとうの趣旨は表われないと思ふのです。その場合に、百尺竿頭一歩を進めて、あなたが、多少問題があるやうだが、今はそう思つておるといふ問題についても、あらためて検討してもらひたいと私は思ふのです。重ね重ね言ひますけれども、今日の住宅事情といふものは、まるつきり住宅だけ建てて、そうしてそれを用に供する、あるいは都市の発展、中小企業の政策上、特に國家の政策とあわせ

て考えるべき点があるのではないかと
思います。

私は、きょうはあまり時間をとらう
とは思いませんが、重ねて慎重に大蔵
省令を定めることとして、変える場合
に、今あなたが疑念を持っておられる
点についても御検討を要望いたしたい
と思うのでありますが、いかがであり
ますか。

○原政府委員 御要望の趣旨は十分承
知いたします。そういう要望を含めて
じっくりと研究をいたします。

○横山委員 それではもう一つ、三十
一年産米穀についての所得税の臨時特
例について簡単に質問をいたしたい。

わが党は、先ほど本委員会です承を
受けたように、昨年二十四国会におい
て提案いたしました法律案を撤回をい
たしました。しかし撤回をいたしまし
たゆえんのは、いろいろな事情が
あるものでありますが、少くともわが党
としては、今日の事情において提案を
いたしました趣旨は、決してこれをよ
ろしいと考えておるのではないことだ
けは申し上げておかなければなりませ
ん。少くともこのような問題が起りま
すゆえんのは、本来的に申しますと、
米価が安いというところから基因
するものであると私どもは考えておる
わけでありまして、従いまして、大蔵委
員会を今日通過いたしますこのような
法律が、かりに通ったといたしまして
も、将来の米価決定の場合において
は、根本的な立場を考慮して、政府が
これらの趣旨を慎重に検討されんこと
を要望いたしたいと思っておりますが、この
点について、政務次官の気持のあると
ころを伺っておきたいと思っております。

○足立政府委員 米価の問題につきま
しては、今回の予算編成をめぐるまし
ても非常に大きな問題になりましたこ
とは、御承知の通りでございますが、
事重大でございますので、御承知の通
り内閣に近く調査会を設けまして、食
糧管理特別会計全般にわたりますて慎
重な研究をしてもらいまして、その答
申に基づいて善処をいたしたいという考
えでございます。せんだつて来問題に
なりましたのは、単に消費者米価の問
題だけでございまして、今回は、こ
の内閣に設けられます調査会におきま
して、単に消費者米価の問題だけでは
なくて、食糧管理全般につきまして深
く掘り下げて研究をしてもらおうとい
うことになっておりますので、ただいま
御質問の点につきましても、当然総合
的に研究をされまして、食糧管理の特
別会計の健全化についてりっぱな答申
が出されるものと期待をいたしてお
りますので、これに基づいて、御期待に沿
うよう政府としても善処いたしたいと
考えておる次第であります。

○奥村委員 租税特別措置法の一部を
改正する法律案について、法律のきめ
方ははなはだ異例なきめ方で、私は
ちよつと判断がつかぬのですが、今後
またこういうことが起ると非常に困る
と思うので、そういう意味からお尋ね
いたします。

そこで、この法律が施行になるまで
は現行法でいくとすれば、現在は十分
の六で登録税をすでに納めておるわけ
です。この法律はいつ施行になるかも
しれぬが、施行すれば、一月一日にさ
かのほつてこの法律が有効になる。そ
うすると、この一月から二月のいつ
か、あるいは三月になるかしらぬが、

施行までの二カ月間ほどというものは、
すでに十分の六で納めておる、す
でに現行法で執行されたことを、この
法律でくつがえすのですか。還付の規
定はありますけれども、これは還付し
てもらいたい者はしろ、しなければそ
のままです。現実に現行法で執行して
しまった、それをこの法律で二カ月間
さかのほつて否定するのですか。その
点、今後もしこういうことが前例に
なつてできるとすれば大へんなこと
ですから、その点を一つ明らかにしてお
きたいと思っております。

○原政府委員 いろんな行き違いでお
くれまして、従いまして、その間普通
の税率で納められております。それ
が、この法律が施行になりますと、一
月一日にさかのほつて、それまでに登
記した人は還付の請求ができるという
ことになります。それがこの改正法案
の附則の二項に書いてございます。

○奥村委員 厳密に法律としての規定
の効力をお尋ねしておるのです。この
附則の二項で、この法律に基いてす
でに納めた者で、還付の請求をする者
は還付する、しかしこの法律を知らず
に納めてしまつて請求をしない、また
めんどくさくて請求の意思がない、あ
るいはすでに納めて死んでしまつた、
それをさかのほつてこの法律の規定を
適用のしようがないはずで、私は、
これは少くとも昭和三十三年の三月一
日から執行するということに改めて、
過去の二カ月間にすでに納めた分につ
いて還付の請求ができるということな
ら、法律の体裁上整いますけれども、
もしそうでないとすれば、それでは千
分の六で納めて請求もしないという
方々は、一体どの法律に基いて納めた

ことになるのですか。この法律では、
現行法を一月一日にさかのほつて否定
しておるのですから、そうすると、こ
の法律でいけば、それは法律違反にな
る。そういうことは実際には起らぬか
もしれぬが、税法というものは、そう
いう軽率なきめ方というものは今後の
例にもなるから……(改正したから還
付できる)とつぶやきあり)だから、還付
するのはいいが、すでに納めたものを
さかのほつて、こういう規定が無理だ、
だから、これは少くとも昭和三十三年
の三月一日からというふうに書き改め
た方が筋が立つと思うのですが、どう
ですか。

○原政府委員 還付の請求をすること
ができるというのは、別段他意はない
ので、登記の効力、それから登記に際
して、登録税法に基いて税を納めると
いう関係は、もう完全にできておるわ
けですが、この法律では、軽減税率を
納めてやることになるから、還付の請
求ができるということにしたわけであ
つて、そういう基礎的な法律関係
は、全然そこなわれずに残るとい
うことでございます。請求ができるとい
うだけではよくないじゃないかという
考えもあるかもしれませんが、先ほど
申し上げました通り、すでに登記所の
系統、また公団、公庫の系統に通じて
いただいて、こういうことになるか
ら、いずれ返してもらいますよとい
うことにして——もちろんこれがま
ばさらに周知徹底をはかりますが、や
はりそれにしても請求をしていただく
というところは、他の税でも、納め過ぎ
があつたような場合、役所側は、もち
ろん納め過ぎだということを通知しな
ければならぬ。同時に、また請求はし

ていただくようにしていただかないと
やはりまずいというふうなことで書い
てあるわけでございます。別段これで
悪い慣習ができるというふうな御心配
はないと思っております。

○奥村委員 重ねて恐縮ですが、私
のお尋ねした焦点に対しての御答弁が
ないように思ひます。法律に基いて税を
納める、その法律をさかのほつて現行
法を否定する法律を今出そうとする、
そこに解釈の困る点があるのです。た
とえて言えば、一月に登録した、その
ときは現行法に基いて千分の六を納め
た、ところがこの法律で、いや千分の
一だつて現行法を否定するので
す。そうすると、そういう人々は、も
し今後裁判でも起つた場合に、一体ど
の法律で納めたことになるのですか。
千分の六の規定の法律で納めたので
すが、この法律が施行になりますと、
いや、それは違ひ、千分の一なんだとい
う規定をさかのほつて今度は施行す
る。そうすると、すでに千分の六納め
てしまつた人は、一体どつちの法律に
基いて納めたことになるのですか。現
行法ですか、これから作ろうとする法
律に基いて納めることになるのです
か。

○原政府委員 附則の第一項に「この
法律は、公布の日から施行する」とあ
りますから、この改正法律による軽減
税率の適用は、公布の日からござい
ます。一月一日以降公布の日前まで
は、この特別措置で一応はすべてお
りますから、本法による千分の六なり千
分の六・五という税率で納めたのが
ちやんとした納税であるわけではな
い、この法律は二項において、それ
が間違ひだつたというのではない、公

から、蒸し返しとは言いませうけれど、私の質問を含んだ条項について、しかも修正提案を含むがごとき質問を与党内からせられておると、いうことは、私はまことに遺憾であります。この際暫時木下君、宇野君の意見を聞き取りたい。

の隙暫時休憩して、大堂の意見を聴いたとめられるように、私は動議を提出いたします。

「休憩したらどうだ」と呼び、その他発言する者多し」

毒ですけれども、ちよつとお待ち下さい。――それではただいまの奥村又十

○足立政府委員　ただいま奥村委員よ

り御指摘のございました点でございますが、本法の施行によりまして、本年一月一日から本法施行までの間におい

て納税をいたしました者につきましては、登録という法律効果につきまして

は變りはない。ただ御指摘の通り、問題になりますのは、本法によつて税の軽減が遡及して行われるの

でございますので、政府はいわば還付の義務を負うわけでございます。還付

上に体裁でございますが、仰せの通

り、もしも知らざるために漏れる者が
あるようなことがありますと、これは

公平の原則をそこなうことになりま
て、不測の損害を受けることになるの
でございまして、その周知徹底方に

つきましては、この適用を受けます者について通知を発する等の親切的措置

をとりまして、仰せのようなおそれのないようにいたしたいと考えておる次第

たかと思いますが、私の同席の上で、一万円札の問題について御質疑を受けたと

きに、お答えいたしました。私もお答えいたしましたかと思ひますが、一萬田大蔵大臣から答へられた趣旨は、方向としては一萬円札の発行はいいと思ひ、しかし時期については、年内に、つまり旧年内に発行するといふほど差し迫つた問題ではない、旧年内には発行いたしません、その後の状況を見たとて発行することをきめたい、こゝう御答弁であつたように私は記憶いたしております。

○横山委員 発行をする時期ということをおつしやるのだが、一体その時期を判断する要因は何だと思つていらつしやるのです。どうもあなたの言葉を憶測すると、便利不利というところにあるように思ふのです。まさかそゝういふことではなからうが、発行する条件といふものをどういふふうに考へていらつしやるのですか。

○河野政府委員 率直に申し上げれば、特別の支障がない限りは、なるべく早く発行してよろしい、こゝういふことであります。通貨系列の立場からいひましても、貨幣価値の問題からいひましても、現在の各国の例から考へましても、一萬円札が銀行券として発行されて決してバランスがとれないものでないことは、これはもう明らかであります。ただ現在の情勢において、どうしてもこれは発行しなければならぬ、そゝういふ物理的な問題はないわけでありまから、何らかの支障があるならば、それを押してまで発行する必要はない。従つて、私どもは、支障がなければなるべく早く発行したい。その支障という点は、おそらく今横山委員もおつしやいましたように、インフレーションというよりなことから、何

かインフレ的に、一萬円札の発行は悪い影響を及ぼすか及ぼさぬかという問題だと思ひます。私は率直に申し上げますが、そゝういふ影響はないと考へております。まあいろいろな御意見もあつたので、それらの点を十分伺つた上で、その時期等をきめて参りたい、支障のない限りなるべく早く発行したいといふのが、私の率直な気持であります。

○横山委員 事務屋としてのあなたへの御質問はそれまでにいたします。それでは政務次官にお伺ひいたしますが、今理財局長がおつしやるように、便宜上並びに通貨の系列上、あるいは各国との比較上、こゝういふことは政治から離れた問題であらうと私は思ふ。少くとも政治的に考へると、たとえば第一に経済に及ぼす影響、第二に物価に及ぼす影響、第三に国民心理に及ぼす影響、しかも先ほど申し上げたように、今日インフレになるかならぬかといふことで、どこの委員会でも論議を戦わしてあるときに、今一萬円札が三百億準備してあつて、そして五千円札が百二十億か百三十億ある。今やおそしとばかりに発行を待ちかまえておる。政府はやる気だといふことを池田さんなんか大阪へ行つて申してるところを見ると、こゝういふことが一体適切なことであるかどうか。政治上それについてあなたはどういふお考へでありますか。

○足立政府委員 ただいま理財局長からお答え申し上げました通り、また横山委員からの御指摘にもありました通り、事務的な問題につきましても、私はこれは問題ないと思ひます。と申しますのは、貨幣系列あるいは便不便といふような点から、諸外国の例等もとつて考へますれば、たとえば平貨で今一ドル三百六十円でありまから、アメリカには三百六十万円の札もあるわけですから、これは問題がないと思ひわけでございますが、問題は、今御指摘の通り、どつちかという政治感覚の問題になるのじゃないかといふので、私も、実は新任、日なお浅いので研究は不十分でございますが、まず最初にぶつかった政治問題として、実は各方面の御意見等もただいま伺つております。もちろん大臣のお考へもございまして、御指摘のような点を十分勘案いたしまして、万が一にも間違ひのないように善処をいたさなければならぬといふふうに考へております。

特に便貨の問題もございましたが、これは、私も今まで長い間農林関係をやつて参りまして、ミツマタ生産業者の立場に立つて主張してきた一人でございますので、こゝういふ点につきましても、これは十分安心のできるような裏づけ等がなければ、この処置は決定できないといふふうに、自分としては考へておるような次第でございますので、御注意の点十分けんけん服膺いたしまして善処いたしたい、かように考へております。

○横山委員 あなたがミツマタ業者に對して深い理解があるといふことは、初めてお伺ひいたしました。何か聞くところによれば、ミツマタ業者は、最近東京に押しかけるそゝうであります。さぞかしあなたは、けんけん服膺して善処されることと思ひわけでありまから、それはそれといたしまして、先ほどあなたは、いかにも私が、事務上は納得したといふような印象を持たれておるといたしましたならば、これは間違ひでありますから、私から念のため申し上げておきます。

便利であるか不便利であるかといふことは、やはり階層によつて違ふのであります。明らかに便利があるのは、銀行関係でありまから、計算に便利でありまから、しかし明らかに不便利でありますのは、庶民大衆であります。一萬円のお札を出しておつてくれといふて、感われない者が今の庶民の中にだれがあらましようか。私は、給料袋の中に一萬円札と百円札が二、三枚ちよろちよろと入つておる圧倒的な千數百万人の人をお考へ願ひたいと思ひわけでありまから。

このような事務的な問題は、それくらいにいたしまして、政治的に各方面がそれに対してどういふ反応を表はしておるかといふことであります。少くとも一般の各層の反響は、昨秋以来、一萬円札についてはやはり批判的でありまから。一番賛成だと思はれる銀行関係がそゝうでありまから。これは、理財局長はおそらく御承知だと思ひまから、銀行懇談会は何を言つてゐるかといふと、「経済の先行きに對し警戒論が出され、物価は上りきみであり、スエズ問題をはじめ国際情勢も樂觀を許さないとき、一萬円札を出すことはインフレ人氣をあおる。銀行窓口の手續がはぶけ合理化に役立つといふが、逆に両替がひんぱんになり、かえつて手間がかかる。為替管理は嚴重であるにもかかわらず、ヤミ円が海外で流通して、一萬円札が出ると円の流出流入の危険が一層増す」と言つておる。こ

そゝうな銀行関係が反對をしてゐるならば、あとは言うは愚かな話といわなければなりまから。また読売の報道であります。勝田経済研究所長勝田貞次氏はこゝう言つておる。今の日本の實力は一萬円札をもちつたたとたん百円札とか千円札に両替する必要がある資金である。従つて一萬円札は一般大衆のうちに流通し、とけ込まない。大会社と銀行の間に流通する位のものであるから、一萬円札は流通しないといふられる。スエズをめぐる戦乱からインフレになるよりなら、一萬円札の発行はインフレに拍車をかけるよりなものになるので、いま直ちに一萬円札を出すのはどうかと思ひ。発券コストを引下げることと計算を簡易化することも、流通性のない通貨の場合にはできない。こゝう言つておるのであります。ひやかし半分新聞の漫面でも、あるいは産業短信とかいふような妙なところでは、一齊に攻撃の声を上げて、一萬円札の発行に對して非難しやゆし、そして冗談めいた言ひ方をして、政府のやり方について警告を発しておるわけでありまから。こゝういふような一般世論の動向といふものは、池田さんが大阪で一萬円札といつたところ、それに対して変化を手をえておらないのであります。にもかかわらず、どうしても一萬円札を発行しなければならぬといふ理由がない。今理財局長は、支障がなければ、私が言うのは、どうしても発行しなければならぬといふ理由というものはない。それはあなたの方から言わなければなりまから。支障があるなら言つてくれといふ言ひ方じゃなくて、どうしても発行しなければなら

いいますと、ここ数年は少くとも本年度、三十一年度あるいは三十年度にミツマタを所要いたしました額を下るようなミツマタの所要量にはならない。具体的に申し上げますと、三十一年度

はたし、か三十五万貫程度の所要量になるかと思いますが、そのミツマタの三十五万貫をここ当分の間は下ることは絶対にない、むしろパーセンテージにいかなうか、しますれば、あるいはそれが一〇〇%を相当程度上回を見込みであるといふふうに思っております。その数字の根拠は、いづれ詳しく御説明申し上げることができると思いますが、きょうは時間をございませんで、その結論だけを申し上げておきます。

第三に、その問題に関連して、近く銀行券の原料として合成纖維が使われることになりはしないかという問題が一つあります。これは、現在合成纖維を紙幣の原料として使っているところはいけません。しかしこの研究をいたしておることは、各国とも研究をいたしております。しかし日本において、それがすぐここで問題になるようなことではございませんので、私がそういうことをもし申したとすれば、おそらく

くごく少人数の婦人のところまで、全国では合成纖維を銀行券の原料に使えるかどうかということを研究しているところもあるということを、私はあるいは事実として申し上げたかと思いますが、日本の場合に、それがすぐどうと、いうことで申し上げたつもりはございません。

うなるかな。かたかりません。か

年間の問題といたしましては、人員の整理をこのためにやらなければならぬということにはならない、あるいは超勤手当等について若干のこぼれが出るかもしれないけれども、こういう通貨の発行計画を作るために人員を整理しなければならぬということには相ならぬ、他の原因があればまた別だ、ということでもあります。なお今三十三年度の予算の上に印刷局、造幣局の減員ということが出ていっているお話であります、これは事実のようであり、実は私、直接この点については担当いたしておりませんので、詳しいことはわかりませんが、ただこの点は、現在非常に大幅な欠員があるようであり、現実にはこのために人の整理ということにはならないというところを、私は部内の担当の者からはつきり聞いております。従いまして、今御心配になられましたような人員との関係につきましては、当分の間このためにどうということはない見通しである、こういうことはつきり申し上げられると思います。

○横山委員 では、時間もありませんから、今の点について、数字的な説明を一つ文書をもつて出していただきたいと思ひます。

最後に一つだけ、百円銀貨を鑄造する計画の中で、接収貴金属の銀からこれを流用する計画があるのかどうか、またそれは、一体どういう根拠をもつて今国会審議中の接収貴金属を流用するのかということ、簡単に伺ひたいと思ひます。

○河野政府委員 接収貴金属の中にあります銀は、この法律がどういふふうに整備されますかによりまして、その

措置が變つてくると思ひます。その点について、あらかじめ前提を置いてこれ申し上げるわけには参りません。しかし、今造幣局自体といたしましても、銀を相当持つておりますから、少くとも当分の間、一年なり二年の間の間は、この手持ちの銀でもって通貨の製造はやっていけるという見通しを持つております。私どもの希望といたしまして、なるべくすみやかに接収貴金属の処理の問題が片づいて、しかも通貨の原料として使えるようになることは希望いたしますけれども、それがなくても、ここ当分の間は手持ちの銀で製造をやつていくことは差しつかえない、こういう見通しを持つております。

○横山委員 また機会を改めて、その書類が出てから質問を継続いたしたいと思ひます。

○山本委員長 それではこの程度で午前の質疑を打ち切りまして、午前の会議はこの程度でとどめ、午後三時より再開することといたしまして、暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

〔参照〕

昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
租税特別措置法の二部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

午後三時十五分開議

○山本委員長 休憩前に引き続いて会議を開きます。

この際お諮りをいたします。御承知のように、今後政府より提出せられる予定の大蔵省所管の法律案につきましては、説明を聴取したいと存じております。そこで速記をとらないで、前例にならつて懇談会の形で議事を進めたいと思つておりますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。それでは、ただいまより懇談会に入ります。

〔午後三時十六分懇談会に入る〕

〔午後四時七分懇談会を終つて散会〕

昭和三十三年二月十一日印刷

昭和三十三年二月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局